

令和元年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和元年9月6日（金）14時00分～15時30分

場 所：小牧市役所 本庁舎3階 301会議室

【出席委員】

細 敏雄、岸 伸行、佐橋 均、小柳 松夫、前田 伸博、野畑 紀子、北出 恵子、河邊 文雄、野々垣 重男、川井 則昌、五藤 隆夫、川淵 義隆、河村 典久、一戸 貢、貝 隆、中村 豊子、馬場 容子（17名）

【欠席委員】

水草 貴裕、杉本 真一、長谷川 伸五（3名）

【事務局】

神戸市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、長谷川ごみ減量推進係長、近藤主事、玉田主事

内 容

| | |
|-------|--|
| 藤田 課長 | <p>本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の会議ですが、水草委員につきましては、あらかじめ欠席の連絡を受けております。</p> <p>会議を始める前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>～ 資料確認 ～</p> |
| 藤田 課長 | <p>はじめに、事務局を代表しまして神戸市民生活部長より挨拶申し上げます。</p> |
| 神戸 部長 | <p>～ あいさつ ～</p> |
| 藤田 課長 | <p>会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和を行います。委員の皆さまはご起立ください。</p> <p>本日お配りしました次第に市民憲章を掲載していますので、こちらをご覧ください、私が先導させていただきますので、続</p> |

| | |
|------|--|
| 藤田課長 | <p>いてご唱和お願いします。</p> <p>～ 市民憲章唱和 ～</p> |
| 藤田課長 | <p>ご着席ください。これより令和元年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。</p> <p>なお、この会議及び会議録は、公開となりますのでご承知おきください。</p> <p>はじめに細会長からごあいさついただきます。</p> |
| 細会長 | <p>～ あいさつ ～</p> |
| 藤田課長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第3の議事に入りたいと思いますが、議事の進行については、小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則に基づき、細会長にお願いをいたします。よろしくお願いします。</p> |
| 細会長 | <p>それでは、次第に沿って進めます。議事「小牧市ごみ処理基本計画中間見直しについて」事務局の説明を求めます。</p> |
| 近藤主事 | <p>議事の説明をする前に、先回の会議においてご報告ができていなかった再資源化率が確定しましたので、ご報告します。</p> <p>右上に「第1回会議資料からの抜粋」とあるA4の資料をご覧ください。</p> <p>減量・再資源化目標の表のうち3段目に記載がありますが、昨年度の再資源化率は、36.6%となり、ごみ処理基本計画の目標値である36.0%を達成いたしました。</p> <p>前年度と比較しますと、前年度は35.6%であったため、1.0%向上したこととなります。向上した主な要因としては、行政回収や小牧岩倉エコルセンターでの処理時に発生するスラグやメタルが増加したこと、市外の民間再生事業者へ持ち込</p> |

近藤主事

んだ事業系の草木が増加したことが考えられます。

以上が再資源化率の報告となります。

続いて、議事「小牧市ごみ処理基本計画の中間見直しについて」についてご説明します。

先の会議でもご説明をしましたが、市町村は廃棄物処理法の規定により目標年次を10年から15年先において長期的視点に立った基本方針を定めなければならないとされており、本市においては平成27年度から平成36年度までの10か年の計画を策定しております。

しかし、計画の策定から5年が経過し、社会情勢の変化や新たに実施した取り組みなどにより実情と乖離した状態となってしまうため、この度中間見直しを行います。

見直し後の計画案が事前にお配りしたA4ホチキス止めの「小牧市ごみ処理基本計画（案）」となります。

本来は見直した箇所を一つずつご説明すべきところですが、時間の関係もありますので、右上に参考資料と記載のあるA4横向きの「今回の見直しのまとめと主な新規追加・変更点一覧」を基に抜粋してご説明します。

まず、「(1) 今回の見直しのまとめ」からご説明します。1つ目として見直し前は取り組みが羅列されているだけで具体的な展開が不明確であったため、見直し後は今後の展開をまずリデュース、リユースの2Rを優先して取り組み、2R実践後も発生したごみは再生利用、熱回収の循環的利用を徹底するよう明確化し、その展開に沿った取り組みを設定しました。

次に2つ目として本計画は社会情勢の変化や新たな市の施策によりごみ発生量見込の推計が実態とずれているため、現状のありかたに沿ったごみ発生見込量を再推計します。推計値につきましては現在推計途中のため、次回の第3回会議で提示させていただく予定です。

近藤主事

最後に3つ目として見直し前は3Rの推進以外、地域住民等との協働に関する記載がなかったため、本計画の基本理念「資源循環型社会の構築」とは別で、「地域住民等との協働による快適で清潔なまちづくり」を新たな方針として追加しました。

以上が今回の見直しのまとめとなります。

続いて、具体的な内容として主な新規追加・変更点をご説明します。「(2) 新規追加一覧」をご覧ください。

1つ目として計画案の20～21ページとなりますが、本計画の現状の評価を追加しました。ここに掲げる3つの評価項目については現計画で「減量・資源化目標」として掲げていたものとなります。

まず「家庭系ごみの一人1日あたりの排出量（資源を除く）」については、計画初年度（平成27年度）こそ目標を達成できませんでしたが、2年目以降は、年度が推移するごとに実績値が減少しており、目標を概ね達成しております。

次に「事業系ごみの年間排出量（資源を除く）」については、事業系ごみの発生量は、経済状況や企業活動量等の変化に大きく左右されるため、安定して減少させ続けることは難しいものとなりますが、計画の2年目以降において目標値より下回ることができました。

そして「ごみ総排出量に対する資源化量の割合（再資源化率）」については、本計画における資源化量には、家庭系資源のほか、事業系資源や集団回収資源などを含んでおり、この中でも事業系資源は公共工事の草刈委託や剪定事業の実施状況などで大きく発生量が変わります。

したがって、ごみの発生量が安定して微減であるのに対し、資源化量の増減はばらつきがあるため、再資源化率も各年度でばらつく傾向にあります。

ここ4か年におきましても目標値を大きく上回る年もあれば、目標値を下回る年もある状況となりました。

近藤主事

より詳細な実績値については、右上に参考と記載のある A3 横の「表 ごみ・資源の発生量の推移と計画における目標との比較」をご覧ください。

各年度の実績と平成 30 年度の目標値は表に記載のあるとおりで、ここではオレンジ色で網掛けがある平成 30 年度において計画の目標値と大きく乖離があった品目について考えられる要因等をご説明します。

まず古紙について、新聞や雑誌はペーパーレス化やスマートフォンの普及、民間古紙回収コンテナの普及により目標値を大きく下回りました。

続いて雑がみについては、平成 29 年 4 月に対象品目を拡大し、桃花台地区では平成 30 年 4 月に週 1 回収集をモデル的に先行実施し、目標を大きく上回りました。

剪定枝についても、平成 29 年 12 月に第 3 資源回収ステーションを開設し、平成 30 年 10 月からはごみ集積場に排出された剪定枝類の資源化を開始し、目標を大きく上回りました。

最後に事業系資源については、食品残渣や剪定枝類を民間資源化施設へ搬入促進したことにより目標を大きく上回っております。

以上が現状における排出量の状況ですが、小牧市は愛知県下、他の市町村と比較しても家庭系ごみ一人 1 日あたりの排出量や再資源化率など、非常に優れた状況となっており、市民一人一人のごみの減量や分別意識が高いことがうかがえます。

以上が現状の評価の説明となります。

続いて追加した事項の 2 つ目として計画の 25 ページとなりますが、先ほども申し上げましたとおり基本理念とは別枠で地域住民等との協働に関する基本方針を追加いたしました。

取組みについては 30 ページをご覧ください。内容はこれまでも行っておりますごみ集積場の維持管理及び地区大掃除やアダプトプログラムの実施、ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁

近藤主事

止の指定とはなりますが、地域との協働という点ではこれまで計画に記載がなかったため、追加しております。

以上が新しく追加した事項となります。

次に主な変更点は参考資料の「(3) 変更点一覧」をご覧ください。

まず計画案の1ページとなりますが、計画の背景・目的を今回の見直しに沿った形に変更しており、特に今回の見直しにおいては、国も第五次環境基本計画の中で考え方を活用している持続可能な開発目標(SDGs)を取り入れております。SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている2016年から2030年までの国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本市におきましても積極的にSDGsに取り組んでおり、24ページ以降では本計画におけるターゲットとする目標のロゴをそれぞれ掲載しております。

続いて、計画案の3ページをご覧ください。

第4節 計画の期間ですが、見直し後の本計画の期間は残存期間である令和2年度から令和6年度の5か年とします。なお、関係法や制度の改正、施行及びごみの排出量やごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため令和7年度には新たな計画を策定します。

続いて、計画案の6ページをご覧ください。

参考資料には記載がありませんが、表2-1-1の蛍光管類に拠点回収として「電気店」を追加しています。蛍光管類に含

近藤主事

まれている水銀の廃棄については、「水銀に関する水俣条約」の目的達成の取組の1つとして、関係法令が整備され、市町村においても適正な回収が求められているところです。

現在、蛍光管類は月1回のごみ集積場収集のほか、市内3か所の資源回収ステーションへの持ち込みで捨てることができます。現状より出しやすい環境を整えるため、来月から市内の電気店（回収協力店）でも回収し、回収した蛍光管類は市で収集し資源化する取り組みを開始します。これは来年度以降も継続をしていくため、収集方法に追加しました。

続いて、11ページから14ページをご覧ください。

本計画策定後、平成27年4月にごみ処理施設を更新し新施設が稼働したため、新施設の概要及び処理状況を反映しております。

最後となりますが、23ページをご覧ください。

現状の評価や社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の理念達成のための今後の目標を3つ再設定しました。

1つ目としては、可能な限りごみを減らすためリデュース、リユースの2Rの強化推進をしていきます。

そして2つ目に2Rを実践してもやむを得ず発生したごみについては、環境への負荷の低減や費用対効果を検証し、再生利用、熱回収の順に循環的利用を徹底していきます。

さらに3つ目として特に事業系ごみにおいては、民間リサイクル施設を有効的に活用し、ごみの減量及びリサイクルを促進していきます。

これらの目標を基に定めた取組みが25ページ以降となります。

基本理念の「資源循環型社会の構築」とそれを実現するための3つの基本方針「方針1 市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発」「方針2 市民・事業者・行政の協働による

| | |
|------|--|
| 近藤主事 | <p>3R 推進」「方針3 柔軟なごみ収集の推進と適正なごみの処理」は変更ありませんが、今後の具体的な取り組みを変更しております。</p> <p>大きく変更した点として取組1では、見直し前は体系がわかりづらかったため、市民と事業者の2つに大きく分け、それぞれにおいて取組むべき事項を整理しました。特に市民への情報提供については、近年増加する外国人市民や転入者に対する情報提供の徹底を新たに明記しております。</p> <p>次に取組2及び取組3では、今後の目標でも掲げたとおり3Rの推進に優先順位を設け、優先して取り組む2R(リデュース、リユース)を取組2とし、2R実践後に取り組むリサイクルを取組3としております。</p> <p>取組2ではリデュースについて、プラスチックごみ削減のためレジ袋の削減と食品ロス削減に取り組むこととし、新たに明記しました。</p> <p>取組3ではリサイクルについて、家庭系ごみのリサイクル、事業系ごみのリサイクル、小牧岩倉エコルセンターにおけるリサイクルの3つに分け、特に事業系ごみにおいては、民間業者を有効的に活用した食品残渣や剪定枝のリサイクルの推進に加え、新たに古紙類の民間再生事業者への誘導について記載をいたしました。</p> <p>取組4、取組5については大きな変更点はございません。</p> <p>長くなりましたが、説明は以上です。</p> |
| 細会長 | <p>ただいまの説明について、質疑・意見があればお願いします。</p> |
| 中村委員 | <p>計画案の6ページ表2-1-1の雑がみについて、最近様々な店舗でコンテナ回収をしていることや電気店で回収をするという蛍光管について情報提供はなぜしないのですか。</p> <p>また食品ロスについて政府が法律を定めるようであり、その</p> |

| | |
|------|--|
| 中村委員 | <p>中では地方自治体が具体的な推進計画を定める必要があるとのことです。それについての具体的な説明をいただきたいです。</p> |
| 近藤主事 | <p>まず蛍光管の回収について、確かに電気店で回収を行うのですが、これは市が回収をして資源化を行います。しかし雑がみの民間回収コンテナについては、古紙の業者が任意で設置するものとなりますので、市の行政回収ではないため計画には記載しておりません。</p> |
| 中村委員 | <p>では蛍光管や古紙はどこへ持っていけばよいかはどのように周知されるのですか。</p> |
| 藤田課長 | <p>蛍光管の回収については、今年の10月1日から開始させていただきます。開始の経緯については、水銀の使用や製造の制限、廃棄の方法などの規制をする水俣条約を取り交わした中で、基準をクリアできないものは製造をしないというようなものや、我々の分野において言うと、排出されたものについては適正に収集し処理を行うというような法律の整備がされました。現在は蛍光管からLED電球へ移行している傾向であり、水銀を使用している蛍光管のごみとしての排出が少し増えている状況であります。排出された蛍光管を水銀が飛散しないように適正に収集をし、処理することが市町村に求められている中で、市から協力をお願いする形で市内の電気屋さんへ回収ボックスを置き、市民が持ち込んだ蛍光管を回収ボックスに直接入れたうえで市が回収するという取り組みを10月1日から開始することとなりました。</p> <p>高齢の方は、電気店へ古い蛍光管を持ち込み、それと同様のものを買い求めることが多々あるとのことで、少しでも蛍光管の排出機会を広げ、適正処理を推進するために新たな回収を始めさせていただきたいと考えております。</p> <p>周知については、10月1日号広報で協力していただける市</p> |

| | |
|-------|---|
| 藤田課長 | <p>内電気店14店舗の紹介をさせていただく予定です。</p> <p>食品ロスについては、関係法令が制定されていく中で、明確な削減量については今のところ把握できていないのが現状です。検討する必要があるものは家庭系と事業系がございしますが、各発生場所について細かく分析をした中で、削減量の数値を出していくのではないかと考えております。</p> <p>雑がみについて、設置されている古紙コンテナでは、主に新聞、雑誌、ダンボールを回収対象としており、時折古布を対象としているコンテナもございします。しかし、雑がみについては対象としているコンテナはないと認識しております。これについてはあくまで民間事業者の取り組みであり、過去にパンフレット等への掲載について照会をかけたこともありますが、やめてほしいという事業者の方もみえたため、市でPRすることは考えておりません。</p> |
| 一戸委員 | <p>A3の参考資料に記載がありますが、事業系資源について計画の目標は2,672tであるのに対し、平成30年度の実績が3,755tということで計画管理が甘いのではないかと思います。</p> <p>以前の会議でも議論をいたしました。小牧岩倉エコルセンターのごみ処理手数料が10キログラムにつき200円とのことで、この処理手数料、特に事業系については見直しをしていただきたいです。</p> <p>ちなみに事業者からはどのような計画書を提出していただいているのですか。</p> |
| 長谷川係長 | <p>市内の大規模事業者については、年に1回減量化等計画書を提出していただき、年間の一般廃棄物排出量を計画として提出していただいております。資源化については民間の再生事業者を活用していただき、剪定枝や食品などについては資源化施設へ搬入していただくようにしています。今後については、現在建設に向けて動いている民間のバイオガス発電施設などに、飲</p> |

| | |
|-------|--|
| 長谷川係長 | 食店やコンビニエンスストアなどの食品残渣の搬入を誘導していければと考えております。 |
| 細 会 長 | 減量化等計画書の提出は年1回ですか。 |
| 長谷川係長 | 年1回で4月に提出の依頼をしています。 |
| 一戸委員 | 年に1回ではなくて、中間地点で見直しをするべきです。ごみ処理については市民税を使いますので、ぜひ有効利用ができるようにしていただきたいですね。 |
| 藤田課長 | <p>平成30年度では、市外の再資源化施設へ持ち込まれた事業系の資源は3,700tでした。こちらは、エコルセンターで処理をせずに、剪定枝であれば堆肥化などをし、食品についても専門の施設を持ち込んでいただいているところです。</p> <p>この3,700tの内訳としては、約3,200tが剪定枝で残りの約500tが食品残渣となります。剪定枝については、造園業者が各家庭で剪定事業を実施したものも含んでおり、こちらについてもエコルセンターへ持ち込むのではなく、市外の再資源化施設へ持ち込んでいただくようお願いをした結果、事業系資源の量が増えたということがありますので参考として補足させていただきます。</p> |
| 一戸委員 | 一般的に事業と聞くと企業をイメージしますので、もう少し分けて表記してもらえるといいですね。 |
| 貝 委 員 | 計画案の29ページにあります①高齢化などへの対応について、ごみ出しがどんどん困難になっていく高齢者の方々が増えているような状態ではありますが、適正なごみ集積場の配置を行うというのはどういうことでしょうか。またこれが行われた際にどのように通達が行われるか、お聞きしたいです。 |

| | |
|------|---|
| 藤田課長 | <p>まず計画案29ページにあります高齢化などへの対応についてですが、ごみ集積場が遠い場所にあり高齢の方がごみを運ぶのが大変であるという実態があるかと思えます。数年前に戸別収集、つまり各ご自宅の前にごみを出して、市が収集に伺うというようなシミュレーションをしましたが、本市の現状を加味して検討をすると、まず収集コストが非常に高くなってしまいます。</p> <p>そこで現在、ごみ集積場は可燃専用でいえば市内に約3,000箇所ございますが、まちの実態を見ると新しく増設された団地については、時代とともに団地の中に占める高齢者の割合が非常に多くなってきております。これまで通りのごみ集積場の分布だと高齢の方にとってはごみ出しが困難になる場合が出てきます。それを踏まえて、区長からごみ集積場が遠くごみ出しに不自由している方がいるという相談があれば、もう少し弾力的に皆さんが近くでごみ出しができるような位置にごみ集積場を設置していただくよう設置の申請を促し、それで申請が出てきた場合には、実情を勘案して市も許可をする弾力的な運用が必要であると考えております。</p> |
| 岸委員 | <p>計画案30ページに不適正排出者とありますが、私たちの地域でも分別されていないごみを誰が出したか排出者を特定するにも苦悩している状況です。不適正排出者を指導するにあたっては排出者を特定しなければならないと思えますが、市では特定できているのかお聞かせください。</p> <p>それから近所の住民から聞くと不適正排出をするのは外国人やスナックなどの経営者の可能性が高いと言われます。確かに出されたごみを見るとそういった方々を疑がってしまいます。そこで計画案26ページに外国人への周知徹底とありますが、市へ転入の届け出をしていればよいですが、届け出をしていない方がどれくらいいるのかは把握できていないのだと思います。このような方への指導はどのように行っていけばよいのでしょうか。</p> |

| | |
|-------|---|
| 岸 委 員 | <p>また計画案の30ページに新しくアダプトプログラムとあり、これは市民との一体感をもって美化活動に努めていくことだと思いますが、これは市民が参加するボランティアに大きな期待を込めているように思えます。私の区だけかもしれませんが、ボランティアも高齢化が進んでおり、若い人に参加を呼かけてもなかなか参加してくれません。そうするとボランティアに期待する方策はいかななものかと思ってしまうのですが、市としてはどのようにお考えでしょうか。</p> |
| 長谷川係長 | <p>ごみ集積場における不適正排出者への指導については、本日お配りした清掃事業概要の24ページに平成30年度実績を掲載しております。</p> <p>まず市民からごみ集積場に不適正な排出があると通報が場合には、2通りの方法で対応をしています。1つ目として排出されたごみの中に排出者の氏名や住所が特定できるものがありそうごみ、生ごみなどで不衛生なごみ、事業者の排出が疑われるごみにつきましては、即時市で回収し、排出者が特定できた場合には現物とともに排出者を訪問し、直接指導をしています。</p> <p>排出者と面会ができなかった場合には文書指導を実施したり、日中に会えない排出者には夜間に訪問し指導をしています。</p> <p>そしてそれ以外のごみについては、特別収集として少し時間をいただきますが、収集をしています。</p> <p>外国人への情報提供については、市民課や支所で転入手続きの際にパンフレットを渡し、合わせて本市の指定袋も渡して情報提供をしています。また外国語情報誌に分別方法が変更するときには記事を掲載し、外国語に対応したスマートフォン向けのアプリの配信もしています。</p> <p>事業者によるごみ集積場への排出指導については、平成27年度にタウンページをもとに5,400社へ事業者向けのパンフレットを配付しており、現在も指導の際に渡しております。</p> |

藤田課長

アダプトプログラムについてですが、区の運営をしていく中でもボランティアを呼びかけてみえ、特にごみ関係の取組みについてはそのような場面が多々あるため苦慮してみえるかと思えます。

本市だけでなく日本全体でも高齢化が進行している中ですが、行政と市民、事業者の3者が一体となって事業を展開していくことが必要であると考えております。たしかに高齢者が増加してはいますが元気な高齢者も増加しており、そういった方々をいかに取り込んでいくかが大切であるのではないかと思います。

アダプトプログラムについては決して強制してやっただいているものではなく、自分たちが住んでいる地域を清潔にしようという意識の高揚の中で、行政、市民、事業者の3者で取り組むことが重要なのではないかと考えております。

小柳委員

プラスチックの処理の問題についてこれまでも議論してきましたが、計画案ではプラ製容器包装は資源の枠の中に入っております。しかし中国がプラごみの輸入を規制したことにより処理業者が困っている状況にあることを聞き、私はこれが本当に資源化されているのか疑問に感じております。

したがって、今回の中間見直し以降の処理方法についてどうするかを考えていく必要があります。市では15cm以下のプラスチックを燃やすごみに入れてよいとしています。それがどこまで徹底されているのかという点と近い将来、プラ製容器包装がリサイクルされ続けていくのかという点を心配しております。

私は近い将来、プラごみを熔融処理していくことを検討しなければならないと考えておりますが、計画案にはその点の記載が特にありません。

行政の話では片一方で15cm以下のプラスチックは燃やすごみに入れていいと言いながら、もう一方でリサイクルする

| | |
|------|--|
| 小柳委員 | <p>ので資源として出してくださいと言っているため市民としてはどちらで出せばよいか迷ってしまうため説明をいただきたいです。</p> |
| 近藤主事 | <p>プラごみについて本市では2種類に分別して処理しています。1つ目はプラスチック製容器包装で、例えばシャンプーのボトルやお菓子のパッケージなどが該当します。2つ目は破碎ごみで出していただくプラスチック製品でシャープペンシルなどが該当します。</p> <p>15cm以下のものを燃やすごみでも出してよいとしているのはプラスチック製品の方であり、プラスチック製容器包装のうち燃やすごみでも出せるのは、マヨネーズのチューブなど汚れが取り除けないもののみなので、きちんと線引きされています。</p> |
| 藤田課長 | <p>もう少し補足させていただきますと、容器包装は容器包装リサイクル法で定義されており、ごみ全体の中で重量では20～30%、嵩では50～60%を占めています。</p> <p>具体的な容器包装の定義を申し上げますと「家庭から排出される一般廃棄物のうち商品の容器、包装として利用されるものであって、当該商品が消費され、または商品と分別された際に不要となるもの」となります。</p> <p>したがって容器包装リサイクル法により、ごみのうち非常に大きな割合を占める容器包装を分別してリサイクルすることとし、リサイクルするにあたってはそれぞれの役割を決めています。市民は分別区分に従って分別し、市は市民が排出したものを収集、収集したものは製造事業者が資金を拠出してリサイクルする3者の枠組みでリサイクルをしています。</p> <p>そしてもう一方の製品プラスチックについては15cm以下のものは燃やすごみとして収集してそのまま熔融処理し、15cmを超えるものは破碎ごみとして収集したうえで、15cm角まで破碎処理し、その後熔融処理しています。</p> |

| | |
|-------|---|
| 藤田課長 | <p>したがって、製品プラスチックとプラ製容器包装については分けて考えていただきたいです。</p> |
| 五藤副会長 | <p>質疑の冒頭で事業系ごみの話がありましたが、事業系ごみのうち剪定枝とその他の企業ごみの割合はどうなっているのでしょうか。</p> <p>家庭系ごみにつきましては、区長さんをはじめとしてご尽力されており、愛知県の公表では「一日一人当たりの家庭系ごみの量」は豊橋市、江南市に次いで3位、「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」は江南市に次いで2位となっています。それにもかかわらず、「一人一日当たりのごみ排出量」では10位以内にも入っておらず、いかに事業系ごみが多いかがわかります。</p> <p>そしてリサイクル率もダントツで高い数値となっているわけですが、話を聞いていますと事業系の剪定枝の処理の方針が不明確です。もっと事業系ごみに占める剪定枝について研究された方がよいかと思います。</p> |
| 細会長 | <p>先ほど減量化等計画書の提出が年1回と話がありましたが、私も年1回では少ないのではないかと思います。もう少し事業系ごみを減らす方向で考えたほうがよいのではないのでしょうか。</p> |
| 前田委員 | <p>高齢者などへの対応についてですが、私の住む団地では清掃活動をするための団体である「クリーン会」が立ち上がりました。私は区長を務めていますので、立ち上がりにあたっての相談を受けていましたが、参加者の保険加入の問題、ごみ袋などの資材の問題、集めたごみを保管する箱の問題が出ました。検討した結果、保険については社会福祉協議会でボランティア保険に加入することになり、袋についてはごみ政策課からボランティア袋をいただき、収集箱については区の予算で対応することとしました。</p> |

| | |
|-------|---|
| 前田委員 | <p>このように実際に高齢の方でも元気でボランティアなどに参加できる人がたくさん見えますので、地域協議会を通して支援金を支給する制度などの具体的な施策を実施していただくとよいのではないかと思います。</p> |
| 細会長 | <p>他にご意見はありますか。</p> <p>～ 特になし ～</p> |
| 細会長 | <p>以上で本日予定している議事を終了します。続いて、次第4その他について事務局の説明を求めます。</p> |
| 長谷川係長 | <p>事前に文書でお知らせいたしましたが、次回開催は10月15日(火)午後2時から、この会場で執り行います。御多忙かと思いますが、ご参加いただきますようお願いいたします。以上です。</p> |
| 細会長 | <p>長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会とします。</p> |